

(ご家庭に持ち帰ってみんなで読みましょう)

第203回 組合会のご報告

健康保険。みらいのために、今、変えよう。

あしたの
健 保
プロジェクト

2018年7月23日(月)に「第203回 組合会」が開催され、2017年度の決算が承認可決されましたので、お知らせします。

■ 財政状況

- ◆ 2017年度の当健保組合の収支は1億7千5百万円の赤字となりました
 - 赤字の要因は国に納める納付金等です。皆さまと会社からいただいた健康保険料の51%にもなりました。
 - 赤字分は別途積立金を取崩して対処します。
- ◆ 健保組合の赤字は構造的なものです
 - 少子高齢化が進む中、国の高齢者医療費も増加の一途です。そこで国は、高齢者医療費対策を社会全体で考え、高齢者の加入者が少ない健保組合にも負担を求める仕組みを作りました。会社を退職した人が加入する国民健康保険は、高齢者医療費が大きく、国民健康保険料だけでは到底まかなえないためです。
- ◆ 健康保険料率の維持が困難になってきました
 - 当健保組合の健康保険料率は1000分の80と、全国平均の1000分の90と比べて低く設定してきました。しかし現在の高齢者医療制度が継続すると、健康保険料率の引上げが検討課題となります。
- ◆ 医療費の増加抑制にご協力を！
 - 健保組合の役割は、医療費の確実な給付と、保健事業を通して皆さまの健康を支えることです。健康の維持が医療費の増加抑制につながります。今後とも健保組合の事業にご協力をお願いいたします。

■ 2017年度の概況 (カッコ内は前年比)

【健康保険勘定】

- 平均被保険者数 4,268名 (56名増)
- 保険料率 1000分の80 (増減なし)
 - ・事業主 (会社) 1000分の48
 - ・被保険者 (本人) 1000分の32

【介護保険勘定】 -40歳以上65歳未満-

- (介護保険勘定は、国に介護納付金を納めるための勘定)
- 平均第二号被保険者数 2,181名 (21名減)
 - 保険料率 1000分の14 (増減なし)
 - ・事業主 (会社) 1000分の7
 - ・被保険者 (本人) 1000分の7

■ 2017年度の収入支出決算

【健康保険勘定】

(単位:百万円)

【介護保険勘定】

(単位:百万円)

収入の部		支出の部		収入の部		支出の部	
健康保険料	2,101	保険給付費	1,174	介護保険料	235	介護納付金	248
調整保険料	35	納付金等	1,074	国庫補助金収入	3		
財政調整事業交付金	49	保健事業費	63	不足金	10		
その他	14	財政調整事業拠出金	35				
不足金	175	その他	28				
収入合計	2,374	支出合計	2,374	収入合計	248	支出合計	248

【財産の保有状況】

(単位:百万円)

区分	2016年度末	増減	2017年度末
健康保険勘定	法定準備金	547	0
	別途積立金	976	△175
	計	1,523	△175
介護保険勘定	法定準備金	212	△10
			202



歴史を巡る
街並みを散策

国宝犬山城から
中山道鶉沼宿へ

主催 健康保険組合連合会
愛知連合会
協力 名古屋鉄道株式会社



(写真は3年前の同イベントのもので)

2018年「秋の健康ウォーク」

開催日：2018年10月6日(土) 雨天催行

受付：石作公園(名鉄犬山線 犬山駅下車徒歩7分)

※午前8時30分から10時までにオークマ健保組合の受付まで参加者全員でおいで下さい

【当健保組合の受付は10時までです】

受付に来られた参加者にQuoカードを贈呈します

・参加者用の駐車場はありません。一般利用者に迷惑がかからないよう、公共交通機関をご利用下さい

対象者：オークマ健保組合に加入の被保険者及び被扶養者

参加料：無料(交通費は各自負担)

持ち物：飲み物、雨具等(必要に応じ各自で準備して下さい。また、ゴミは必ずお持ち帰り下さい)

申込方法：電話 or メールで、「事業所名・職場名・被保険者氏名・参加人数・電話番号(内線)」を連絡
または、下記の参加申込書の送付(FAX可)

申込締切：9月25日(火)までに当健保組合までお申込み下さい

申込担当：オークマ健保組合 尾池

電話：0587-95-0913(内線921-3085) Email：c-oike@okuma.co.jp

★コース案内 約8.0km 約2時間00分★

名鉄犬山線 犬山駅

スタート・受付 石作(いしづくり)公園(0.0km)
(8:30~10:00までに受付にお越し下さい)

犬山城下町(本町通り)(2.0km)
からくり展示館 城とまちミュージアム どんでん館

国宝犬山城(自由入場)・針綱神社(2.6km)

犬山橋(ツインブリッジ)(3.6km)

大安寺川遊歩道(4.7km)

中山道鶉沼宿(6.3km)
脇本陣 町屋館

ゴール 名鉄犬山線 新鶉沼駅(8.0km)

※()はスタートからの距離

- 荒天時の開催については、開催前日の13時から健保連愛知連合会のホームページ(<http://kenporen-aichi.jp/w/>)で開催か中止かをお知らせします。また、開催当日は電話でもご確認できます。(052-569-2130)
- 『国宝犬山城』に割引料金でご入場いただけます。
- 『中山道鶉沼宿』にて物産展を開催します。
- ゴール駅にて抽選会を開催します。



manaca を利用して、名古屋鉄道「犬山駅」を降車した方、名鉄有人窓口で「けんぼれんあいち健康ウォーク切符」を購入された方には名古屋鉄道株式会社より、粗品のプレゼントがあります。

【FAX：0587-94-3570】

(FAXの場合は切り取らずA4で送信下さい)

— 2018年「秋の健康ウォーク」参加申込書 —

事業所名 _____

職場名 _____

被保険者氏名 _____

参加人数 _____ 名

電話番号(内線) _____

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の保険適用について

これまで、健康保険を利用して、はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧を受ける（施術といいます）際は、受診者（被保険者・被扶養者）が窓口で3割（※）の自己負担分を支払い、残りの金額を健保組合が施術者に支払う「代理受領払い方式」を取り入れてきました。

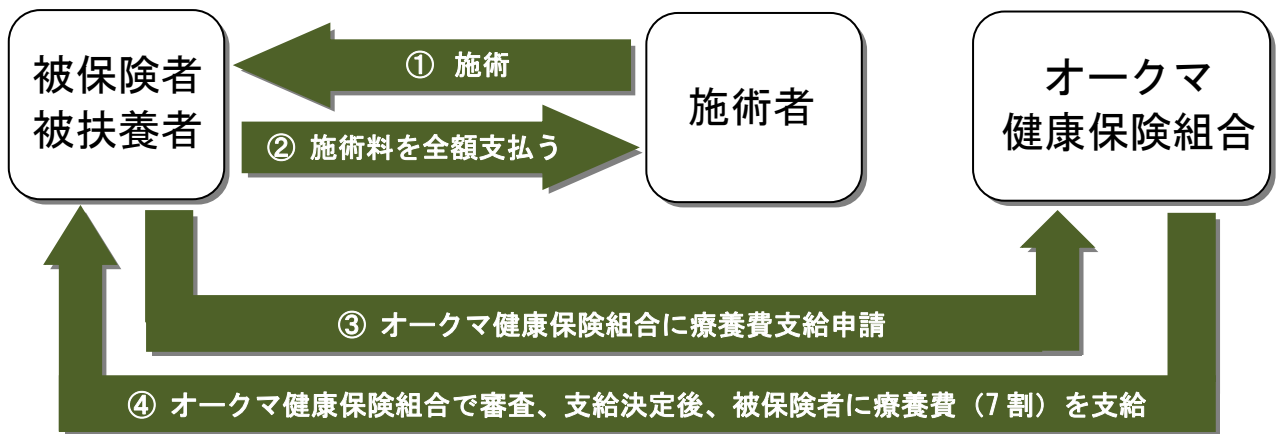
しかし、全国で一部の施術者の不正が散見されるようになったため、一旦受診者の方に全額窓口で支払っていただき、後日被保険者の請求により、健康保険が適用できる金額を払い戻す「償還払い方式」に変更しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。（愛知県の健保組合の8割がこの方式になります）

（※）年齢や所得により1割または2割になることがあります。

2018年10月1日受診分から、 「窓口で一旦全額お支払い」下さい！

【償還払い方式】（自己負担3割の場合）

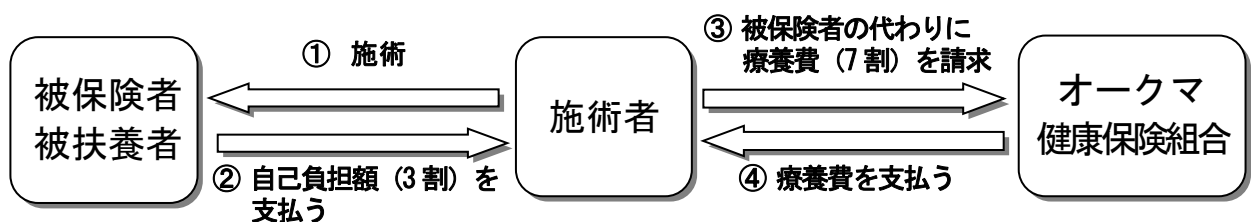
- 一旦窓口で全額（10割）を支払い、後日健保組合に健康保険適用分（7割）を請求（差引き3割が自己負担になります）



「窓口3割支払い」は、2018年9月30日受診分までです！

【代理受領払い方式】（自己負担3割の場合）

- 窓口で自己負担分（3割）を支払い、後日施術者が健保組合に健康保険適用分（7割）を請求



【変更の理由】

- 施術者からの不正な請求（保険適用外の施術の請求、水増し・架空請求等）が全国で散見されるようになり、適正な保険給付を行うため
（施術者が健保組合に送る請求書（療養費支給申請書）は、施術を受けた人が確認できないため、施術日数の水増しや施術実体のない架空請求をする不正が、一部の施術者で行われています）

【実施時期】

- 2018年10月1日施術分から
（過去2年間に当健保組合の加入者が利用した施術者には、償還払い方式に変更することの通知書を当健保組合から発送します）

【申請の流れ】

1. 医師の同意

- ・医師から「はり・きゅう」または「あんま・マッサージ・指圧」の施術について同意を受ける（医師の同意の有効期間は3か月です）

同意書の用紙は当健保組合ホームページから取得できます。（郵送も承ります）
用紙は「はり・きゅう用」「あんま・マッサージ・指圧用」の2種類あります。

2. 施術を受ける

- ・施術所で施術料を全額支払う
- ・領収証の発行を受ける

3. 申請書の作成

- ・「療養費支給申請書」に必要事項を記入
- ・施術者に「療養費支給申請書」の施術内容の証明を受ける

療養費支給申請書の用紙は当健保組合ホームページから取得できます。（郵送も承ります）
用紙は「はり・きゅう用」「あんま・マッサージ・指圧用」の2種類あります。
療養費支給申請書は、施術を受けた月ごとにご用意ください。

4. 申請書の提出

- ・「療養費支給申請書」を事業所（会社）経由で健保組合に提出
- ・添付書類：① 医師の同意書（原本）、② 領収書（原本）

医師の同意書については、2回目以降の申請時は省略して差し支えありませんが、療養費支給申請書内の「同意記録」の記載が必要となります。
初療の日から3か月を経過して更に施術を受けるときは、新たな同意書が必要です。

5. 審査～支払い

- ・健保組合で審査の上、被保険者に支給



適切な受診のために！

はり・きゅう、 マッサージなどにかかる時の注意点！

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧は、すべての施術に健康保険が使えるわけではありません！

健康保険が使えるのは、医師が施術を認めた場合のみで、医師の同意書が必ず必要になります！！

○ 健康保険が使えます

「はり・きゅう」

- 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症
（主に上記6疾患で、慢性病で医師による適切な治療手段のない場合のみ）

「あんま・マッサージ・指圧」

- 筋麻痺、関節拘縮
（医師により、医療上のマッサージが必要と判断された場合のみ）



× 健康保険は使えません

「はり・きゅう」

- 医療機関（病院・診療所等）で同じ疾病の治療を受けているとき

「あんま・マッサージ・指圧」

- 疲労回復や慰安を目的としたもの
- 疾病予防のためのもの

だめです！
健康保険の対象外です！！

